

医介連携ソフト普及事業実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の医介連携ソフト普及事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

医療及び介護サービスの関係施設・関係職種間で情報を共有するためのICTを活用した医介連携ソフトを、県内の介護支援専門員（ケアマネジャー）等に普及させることにより、医療と介護の連携を図り、効率的な介護支援に資することを目的とする。

3 実施主体

（一社）栃木県医師会とする。

4 補助事業の内容

（1）補助事業の概要

医介連携ソフトの普及啓発を図るための講習会の実施に当たり所定額を補助する。

（2）補助の対象範囲

事業の実施に要する次の経費とする。

ア 報償費

イ 会議費

ウ 需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費）

エ 役務費（通信運搬費、広告料、損害保険料）

オ 手数料及び使用料

カ その他知事が必要と認める経費

（3）補助基準額

486千円以内

（4）補助率

10/10

5 研修

集合形式又はオンライン形式で実施することとし、研修実施日時については、参加対象者が参加しやすい日程で、会場等の事情に合わせて決定して差し支えない。

6 提出書類

（1）本事業による補助を受けようとする場合は、交付要領第3条に定める書類を提出する。

（2）本事業に係る実績報告を行おうとする場合は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

附則

この要領は、令和3年3月31日から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。